

30 都市社連協発第 63 号
平成 31 年 3 月 4 日

東京都市町村社会教育委員連絡協議会
理事 各位

東京都市町村社会教育委員連絡協議会
会長 宇佐見 義尚
(公印省略)

(一社) 全国社会教育委員連合第 3 回総会の報告及び今後の運営における
意見聴取について (依頼)

早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 31 年 3 月 1 日 (金) に平成 30 年度全国社会教育委員連合 (以下「社教連」という) 第 3 回総会が開催されました。総会では議案第 6 号として社教連の運営について協議が行われ、今後の会費値上げや『社教情報』の値上げについて説明がありました。(詳細は別紙 1 参照)

つきましては理事の皆さまに内容を報告させていただくとともに、次回平成 31 年度社教連第 1 回総会に向けて上記議案についての都市社連協の提案をまとめさせていただくため、下記のとおりご意見を伺いたく、お願い申し上げます。

いただいたご意見につきましては、平成 31 年度都市社連協総会において内容を共有し、協議いたしたいと存じます。

記

- 1 第 3 回総会資料 ~~別紙 1 のとおり~~ → 資料 3
- 2 検討事項 ~~別紙 2 のとおり~~ → p 2
・ 社教連会費の値上げについて
- 3 意見聴取方法 ~~回答書 (別紙 3)~~ ^{→ p 3} に記載の上、メールでご返信ください。
- 4 提出期限 平成 31 年 3 月 18 日 (月) 午後 5 時まで
- 5 その他 今回の調査は内容を取りまとめの上、平成 31 年度都市社連協総会で協議いたします。
※予算や会則の改正に関わる事項は総会での協議が必要となります。

☆提出及び問い合わせ先

東京都市町村社会教育委員連絡協議会事務局

武蔵野市教育委員会生涯学習スポーツ課

担当：齊藤・千葉

メール to-chairperson@city.musashino.lg.jp

電話 0422-60-1902 (直通)

FAX 0422-51-9269

平成 30 年度（一社）全国社会教育委員連合定期総会の報告及び今後の運営
についての検討事項

（一社）全国社会教育委員連合（以下「社教連」という）の運営方法についてはこれまで社教連総会において繰り返し協議がなされ、平成 30 年度第 1 回社教連総会では今後は収入に見合った運営を検討していくとの決定がなされました。

しかし、平成 31 年 3 月 1 日（金）に開催されました第 3 回総会では社教連は必要な経費削減は最大限行っていると前提があった上で、今後は収支が成り立つ見込みがないことから平成 32 年度に会費の値上げ、また平成 32 年 2 月号『社教情報』の値上げを行うとの説明がありました。

次回の平成 31 年度第 1 回総会（平成 31 年 5 月 17 日予定）では、社教連に対する都市社連協の意見提案を予定しています。つきましては各理事さまのご意見を頂戴いたしたく、別紙 3 への回答にご協力をよろしく願いいたします。いただいたご意見は平成 31 年度都市社連協定期総会での協議を経て、社教連定期総会への提案を予定しています。

・社教連会費の値上げについて

平成 32 年度から会費を現行 70,000 円から 100,000 円への値上げを予定（30,000 円増額）。対応方法について以下の 4 パターンに分類しましたので、いずれかをご回答いただき、理由も合わせて付記をお願いします。

- A 社教連会費値上げを認める。不足分は都市社連協会費を値上げして対応する。
（例：一市町 1,000 円を値上げすると、収入が 29,000 円増。その分を社教連会費に充てる。）
- B 社教連会費値上げを認める。不足分は予備費より充てる。
※都市社連協会費は値上げを行わない。
- C 社教連会費の値上げを認めない。
- D その他

※『社教情報』の値上げについて

平成 32 年 2 月号より現行 350 円から 500 円への値上げを予定（150 円の値上げ）。ただし『社教情報』の購入については各市町委員様の希望に依るところが大きいいため、今回は特に意見聴取は行わない。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会
会長 宇佐見 義尚 殿

平成30年度（一社）全国社会教育委員連合定期総会の報告及び今後の運営
についての検討事項（回答）

市町名 立川市

検討事項 社教連会費の値上げについて

【回答】（下記AからDのうちいずれかに○）

A 社教連会費値上げを認める。不足分は都市社連協会費を値上げして対応する。

B 社教連会費値上げを認める。不足分は予備費より充てる。

C 社教連会費の値上げを認めない。

D その他

【理由】

まず、本件の一番の論点（前提）である「社教連会費の値上げに正当性があるかどうか」について、社教連から現在の収入に見合った事業規模に縮小することができない正当な理由が示されていない（少なくとも、そのような情報が立川市の手元にない）状況にあつては、社教連会費の値上げには積極的に賛成できない（C）。

その上で、値上げがあつた場合に都市社連協としてどのように対応するかについて、仮に意見を述べるとするならば、都市社連協会費の値上げ（A）の案に対して、立川市の予算確保を約束できない。予備費を充当して予算を編成する（B）ことは当面は可能と思われる。よってBが妥当であると考える。

（注：立川市では都市社連協会費を公費より支出している）

とはいえ社教連、都市社連協ともに楽観的な財政状況でないことは会長市を経験したことからも理解している。社教連にどのような意見を述べるかについては、都市社連協役員及び理事の総意に従う。